

令和8年
公告第132号

一般競争入札公告

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

令和8年2月16日

水道事業
北秋田市長 津谷 永光

1 入札に付する事項

- (1) 業務番号 **上水委第2号**
- (2) 業務名 水道水水質検査業務
- (3) 業務場所 **北秋田市 地内**
- (4) 業務概要 水道水水質検査 N=一式
- 1. 基準49項目
 - 2. 基準37項目
 - 3. 省略15項目
 - 4. 省略9項目
 - 5. 大腸菌
 - 6. 嫌気性芽胞菌
 - 7. クリプトスボリジウム、ジアルジア
 - 8. 水質管理目標設定項目
 - 9. ヘルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びヘルフルオロオクタン酸（PFOA）

- (5) 委託期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日

※ 予定回数による総額での入札とし、契約は各項目毎の単価契約とする。

※ 本業務の詳細については、設計書、仕様書等により必ず自身で確認すること。

2 入札参加資格に関する要件

- (1) 令和7・8年度北秋田市物品調達役務提供入札参加資格者名簿に登録されている者
うち、「建築物飲料水水質検査」の登録があり、県内に本社又は営業所等を有する業者
であること。
- (2) 水道法（昭和32年法律第177号）第20条第3項に規定する登録水質検査機関で、「水

質検査を行う区域」に秋田県が含まれている業者であること。

- (3) 地方自治法施行令第 167 条の 4 及び北秋田市財務規則(平成 17 年規則第 38 号)第 102 条第 1 項の規定により本市の入札参加制限を受けていない者であること。
- (4) 北秋田市建設工事入札制度実施要綱に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- (5) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。

3 入札参加資格の確認

入札に参加しようとする者は、**令和 8 年 2 月 16 日から令和 8 年 2 月 24 日まで**(ただし、市役所開庁日に限る。)の午前 9 時から午後 5 時までに下記の書類を**北秋田市建設部上下水道課**に提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。なお、郵送又は電送による申請は受け付けない。また、提出書類の様式は、北秋田市ホームページから入手すること。

(1) 提出書類

- ア 入札参加申込書 (様式第 1 号)
- イ 誓約書 (様式第 3 号)
- ウ 設計図書閲覧済申出書 (様式第 4 号)

(2) 入札参加資格を有すると確認された者には、**令和 8 年 2 月 26 日まで**に一般競争入札参加資格確認通知書を送付する。

4 入札参加資格の喪失

入札参加資格を有するとの確認を受けた者が、提出書類について虚偽の記載をしたときは入札に参加することができない。

5 入札に必要な書類を示す場所等

(1) この業務に係る設計図書の閲覧及び貸出しほと、**令和 8 年 2 月 17 日から令和 8 年 3 月 4 日まで**(ただし、市役所開庁日に限る。)北秋田市役所森吉総合窓口センター 1 階建設部上下水道課において行うほか、北秋田市ホームページへの設計図書データファイルの掲出により行う。なお、設計図書に対する質問があるときは、**令和 8 年 2 月 24 日正午まで**に書面で北秋田市建設部上下水道課に提出しなければならない。

(2) 前号の質問については、**令和 8 年 2 月 26 日まで**に書面で回答する。

6 現場説明の日時及び場所

実施しない

7 入札及び開札の日時及び場所

令和 8 年 3 月 5 日 午後 1 時 30 分

北秋田市役所森吉総合窓口センター 2 階 第 3 会議室(北秋田市米内沢字七曲 23)

8 入札方法等

(1) 郵送による入札は、認めない。

- (2) 入札回数は、予定価格を事前公表しているものについては1回、事後公表としているものについては3回を限度とする。ただし、2者以上で再度入札における競争性が確保できると認められる場合、入札を執行する。
- (3) 入札に際しては、一般競争入札参加資格確認通知書を提示しなければ、入札に参加することができない。
- (4) 入札時間に遅れたときは、入札に参加することができない。
- (5) 本入札における入札書は別途指定する様式を使用し、入札金額については別添単価一覧表により積算した金額を記入すること。なお、別添単価一覧表は入札書の提出にあわせて提出すること。

9 落札者の決定方法

別添単価一覧表により積算した総額を入札価格とし、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち最も低い者を落札者とする。ただし、契約は別添単価一覧表記載の検査項目ごとの単価契約とする。

10 入札保証金

免除する。

11 契約保証金

契約者は請負代金額の100分の10以上の契約保証金を納付するものとする。ただし、次に掲げる場合は、契約保証金を免除する。

- (1) 契約者が、保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定に基づき、財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 契約者が、過去2年間に市、国（公団等を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

12 予定価格

事後公表とする。

13 入札の無効に関する事項

この公告において定める資格要件を満たさない者が行った入札、提出書類について虚偽の記載をした者が行った入札並びに北秋田市財務規則第110条に該当する入札は、無効とする。

14 その他

前各項に定めるもののほか、北秋田市財務規則の定めるところによる。